



スペシャル対談！

～市民のための弁護士養成と今後の法テラスの役割について～

平成23年2月、九州大学内において、『市民のために活動する弁護士の養成のあり方と今後の法テラスの役割』について法テラス福岡 吉野正所長と九州大学大学院法学研究院 西山芳喜教授が対談を行いました。

——早速ですが、ロースクール（以下「LS」という。）と法テラスは、元をたどれば同じ司法制度改革審議会意見書（平成13年）における「法曹養成制度の改革」「国民の司法へのアクセスの拡充」の理念から生まれたものという共通点がありますが、まずはLSの現状についてお聞かせください。（聞き手：法テラス事務局）

西山教授：はっきり言って限界に来ています。最初は学生も先生たちも意気込みがありました。しかし現実と申しましうか、平成16年にLSが出来て、一番最初の司法試験が平成18年だったんです。平成18年の試験というのは既修者だけの試験で、最初のお試してみたいな感じだったんです。合格率も良かったですしね。

ところが平成19年から未修者が受験するようになって、ガツンとききました。ものすごい壁というか、これじゃ試験に通らないということになって、LSの中でも考え方が分かれてきました。

吉野所長：どういう風に分かれてきたんですか。

西山教授：私どもは、何のためにLSを作ったかという、地方の弁護士を作るためにLSを作ったんです。「地産地消」という言葉がありますけども、ここで作ってここで一人前にする。大学が弁護士を作るんじゃなくて、大学の先生たちと弁護士の方たち、あるいは裁判官や検察官の方たちが協力して、ここで生きていく弁護士を作ると言いますか、そうした「地方の時代」を念頭に置いてLSを作ったんです。ところが、いつの間にか合格率至上主義と申しましうか、LSは弁護士になる人間を育てるための学校だったのが、司法試験に合格する人間を育てる学校であるかのようにすり替わって

きたんです。要するに、「うちのLSは合格率が高いよ」という話を一生懸命されるようになったんです。それは弁護士になることのできる人間を育てる学校じゃなくて、司法試験に合格する人間を育てる学校じゃないですか。それが、地方のLSと、大都市のLSの先生たちとの間で口論になる点です。それで何が起きてくるかと言うと、大都市のLSでは、エクスターンシップ（※1）をやらない、リーガルクリニック（※2）をやらない。なぜかと言うと無駄だから、勉強の邪魔になるからと言われるんです。二週間のエクスターンにしても、予め研修をしたり、レポートを書かせたりしますが、学生自身も普通の勉強と違う感じなので、それなりに喜んでやる訳です。しかし、ほぼ一ヶ月間通常の状態から外れるわけです。そうすると、なかなか元に戻るのが上手いかないということもあって、ずっと試験勉強させようと思っていらっしゃる学校では敬遠されています。高校の進学校で修学旅行に行かないっていう学校がありますよね。あれと一緒にです。要するに修学旅行に行くと、せいぜい一週間くらいですけれども、学生の気分がフラフラすると言うのと同じです。



吉野 正（よしの ただし）

日本司法支援センター
福岡地方事務所
（法テラス福岡） 所長



西山 芳喜（にしやま よしき）

九州大学大学院法学研究院・
民事法学講座教授（会社法）

（※1） LSの学生が、法律事務所や官公庁、企業などで実習する制度。

（※2） LSにおける臨床法学教育として、教員の指導監督の下に学生が実際の依頼者の相談等に接して学ぶ制度。



吉野所長：基本的には今回の司法改革というのは、はっきりいって厳しい言い方ですけど、ひとつは中央集権の打破という側面があったんですね。法曹養成についても、今までどうしても司法試験のための受験勉強だけになっていて、司法試験に通った後も、弁護士数を見ただけでも殆ど東京・大阪等の大都市中心なんです。九州の中でも福岡に集中していますけれども、それでもやっぱり地域の司法活動、弁護士活動というのが決定的に欠けていましてね。それを何とかカバーしようということで、九州の法テラスでもスタッフ弁護士^(※3)を配置したり、過疎地域に法律事務所を展開したりしています。日弁連のひまわり公設事務所も離島等に開設しています。

法テラスも壱岐対馬や離島に法律事務所を設けていますが、やはり地方重視っていいですかね、「司法過疎地域」を何とかしてあらゆる人に同じように法的な救済機会を平等に与えていこうという流れできているわけです。そしてそのための人材を支えるのは地方におけるLSの教育だと思うんです。

修習生が就職難だという話も聞きますが、しかし殆どが大都市での就職希望が中心なんです。だから、九州でも福岡は確かに厳しいけれども、他の各県にいけばまだいくらでも就職口はあるんです。あるいは法テラスのスタッフ弁護士になれば、過疎地域の法テラス法律事務所で働く機会もあります。最初のうちはスタッフ弁護士の募集には非常に苦労したんですよ。誰も来手がないと。相当努力してスタッフ弁護士の募集をしてきたんですが、最近では、スタッフ弁護士にも一定の人気が出てきてますね。いい仕事をされているという、前の先輩の実績が修習生やLSの生徒にいい影響を与えてきたと思っています。

ただその点だけは私も今回の司法改革のひとつの柱として地方重視といいますか、LSは意見書だけから見るとワンチャンスの競い合いではなくて人材の多様性を求める場所があったと思うんです。人材の多様性ということは、一方では多くの人材を集めて隔々まで法の支配を行き渡らせようという、「社会生活上の医師」とまで言っているわけですからね。その社会生活上の過疎地で働く医者育てるためにはやっぱり地方の医学部が必要なのと同じように地方のLSが必要だというのが元々の発想だったはずなんですけどね。先生が言われるとおり、ねじれてきてますね。

西山教授：ただ、現実から言えば、一番合格率がいいって言われているLSでもせいぜい2人に1人です。3人のうち2人通るLSはまだないんです。現実には厳しくて、今LSが74校あって（1校募集停止になりましたから73校なんだと思いますけども）、それでも半分の36校程で合格者の90パーセント以上を占めているのが現実です。

更に地方の小さなLSは定員を下げ、それでもその定員が埋まってないという状況になっています。最初の定員5,400人位に対して、現在の実員は4,000人もいませんが、それでも合格者はどうも2,000人で打ち止めになるという感じになっています。今年の新司法試験でも10,000人以上の学生が受験します。実際の在学生の数はすでに減っているんですけども、もう滞留状態になっておりまして、とても大変な状態になっています。

変な話ですけど、不合格になった学生が、私のところに来て泣くんす。特に三回受けてダメだったという学生は、悔いがないって言うんです。なぜ悔いがないかって言うと、在学中も卒業してからも一生懸命勉強したから、問題文を見て解答すべきことは全部分かったけれども、上手く答案をまとめられなくて、結局時間切れになったと言うんです。そういう話を聞いている僕が何を考えるかっていいますと、問題文を見てこの問題はこんな風に答えればいいんだ、というのがすぐに分かるようなレベルにして、尚且つそれを2時間くらいの時間できちんと合格答案を書けるようにする授業をやらなきゃいけない、と思ってしまいます。しかし、今のままでは無理なんです。今まで自分たちがやってきたことは、そこが都会のLSと田舎のLSの違いで、田舎のLSの先生は教えたがるんです。こういうことも覚えなさい、こういうこともしっかり勉強なさい、これはとっても大事なことなんだよ、という風に教えていくわけです。そうすると、学生たちもまじめで優秀だから、これは大事なことだということで、身に付けようとするんです。

吉野所長：試験はアウトプットが重要ですからね。



(※3) 法テラスに勤務する常勤弁護士。現在、法テラス福岡法律事務所に2名、法テラス北九州法律事務所に3名のスタッフ弁護士が勤務しています。

西山教授：そうなんです。このアウトプットがうまくできなければ、逆に大量な知識が邪魔になってしまうのです。必要最少限度の知識を入れて必要最少限度のことを吐き出すというのが試験に合格するためには一番合理的なんです。そうだとすると、何をどこまでインプットすればいいのかということのノウハウを我々はあまり持っていません。だからと言って大都市のLSの先生たちがそういうノウハウを持っていらっしゃるかと言いますと、私の目から見たらそうは思えないんです。だけど、学生の目から見ると、都会の有名LSに行くこととでもしゃれたことが身に付いて、スマートに司法試験にもすんなり合格できるというような幻っていうんですか、見たがるんですね。そうすると都会のLSには出来のいい学生が全国から集まることとなります（教育のレベルで言えば私はそんなに異なるとは思わないんですけども）。もっとも頑張る人がたくさんいる競争的環境の中で勉強するもんだから、試験に通しやすい状態になる。そうすると合格率につながります。そしてますます地方の学生は都会に行かなければ、合格率5割の学校に行かなければ、自分らはとても合格できないんだという風に思いたがるんですね。だけれども、そうやって都会に行って一生懸命勉強して司法試験に通った人が就職で戻ってきた時に、意外にうまくいかないんですよ。なぜかと言うと、いろいろな原因はあると思うんですが、1つは、私どもの学生はエクスターン等を通じて地元の先生方に顔を知られてるんです。ですから、在学中から知っている学生が、先生のところでも一人前にしてくださいという話をすると、受け入れていただける可能性が高いというのが1つです。それから、学生時代から弁護士の先生方とお付き合いがあるので、あまり知らない先生のところに行っても、お話がしやすいというような、コミュニケーションの面で有利さがあるんです。



吉野所長：先生のおっしゃる通りですよ。結局今いろいろ就職難と言っていますね。就職難であったときに特に地方、福岡なんかで受け入れられるのは大体やっぱり地方に縁があるとか、人脈とか地縁とか大学の系統とか、そういうものがないとなかなか今受け入れません。私はそういう人を基準にします。どこ大学とかどこが優秀だとかそういったことでは殆ど考慮しません。
私は今新司法試験を受けたら通る自信ないです。あの試験だったら先生が言われたとおりもっとゼネラルに視野が広く、様々な経験をして多様な角度から物を考える人間が非常に通りにくい試験だという風に私は感じているんですけど。

西山教授：はい。ただ、弁護士のあり方にしてもイギリス方式とアメリカ方式とあるんです。イギリスにはバリスタとソリスタ（※4）という弁護士が2種類ありますが、ロンドンが中心なので結局地方の人たちには裁判を受ける機会、特に貧しい人たちにはその機会があまりなかったのです。一方でアメリカのように弁護士が余っていて、何か困ったことがあると相談に行きやすいところがあって、弁護士事務所ではなく法律相談所みたいなところがあります。

吉野所長：リーガルエイドのコーポレーション等ですね。

西山教授：はい。そういう所で5ドル10ドルで相談ができてしまう。アメリカもいわば格差社会なのですが、可能性のある社会といえます。

吉野所長：転換できる社会ということですね。

西山教授：そうです。貧しい人が一方的に虐げられるわけではなく、自分に不都合なことがあれば裁判を起こして損害賠償金をもらってやり直すことができる、そういう社会なんです。これに対して日本はどういう社会を目指すのか。日本でも格差社会という言葉が使われるようになって、その中で、大都市で司法試験の勉強しかしたことがない人たちが「自分たちは弁護士資格があります」と地方で就職して、いきなり依頼人に対して「あなた何か困ったことがありますか」と上から目線に対応する。これは極端な言い方かもしれませんが、それではよくなりませんよ。こんなに沢山弁護士は要らないだろうという状態になって初めて様々なところに様々な人が相談に行くことができる状態になると思います。



（※4） 法廷弁護士（バリスタ）と事務弁護士（ソリスタ）との間で分業が行われており養成方法も異なる。バリスタはロンドンにしかいないため、地方の市民がソリスタに相談に行くと、その話をロンドンにいるバリスタに伝えて訴訟に至るため、ソリスタの相談料やロンドンまでの旅費等費用がかかる。一方、アメリカは州ごとにLSが複数あり、毎年5万人が司法試験に合格する。しかし、弁護士として弁護士らしい仕事ができるのは5千人程度であり、それ以外は公務員や企業に勤務している。（西山教授談）



そういう意味で、3000人の合格者は現実味が無いとしても、1500人というのはやめてくださいというのが私の考えです。バランスって大事だと思うんです。理想論があって一方で現実論があると思います。しかし、現実の壁が大きいので、LSは当初の理念を失いつつあり、変質しつつあります。何が問題かと申しますと、一番最初に机の上で考えたことは、LSで一人前の弁護士になることのできる人材を育てようと思った。しかし実際にやってみるとそれが難しかったのです。

そうだとしたら少し時間を長めにとらなければならないと思うんです。例えば一人前の弁護士になるのに8年かかるとしたら、最初の3年はLS、次の1年ないし2年は司法修習で養成する。そうすると残り3年の時間をどうしたらよいか。ひとつの考え方として、例えばLSでもう一度勉強する。LSの高等科、専門科を作り、

いわば研修のような形で、一人前の弁護士になるために実務家の先生の協力を得て教育するという考え方で、昔は手作りでした。どこかの法律事務所に入り、先輩の先生の背中を見ながら一人前になってきた。ところが一人ひとりの先生は弁護士であると同時に経営者でもあるんです。経営者としてみれば、若い弁護士を何人も自分のところに置いてご飯を食べさせるのは相当難しいことだと思います。

例えば医学部は国家試験が終わって医師免許を取得したら、最初の二年間は前期研修、その後後期研修を経て一人前になる仕組みになっているんです。大学だけが教育に関わっているわけではないが、大学が様々な役割を果たしながら地方の病院と連携して医者を育てていく。LSもある面においてはそれができるのではないかと考えています。ただし、今すぐそれができるかという点で難しい。なぜならLSの先生の95%は一般の教授で、一人前の弁護士を育てるための専任の教授がいない。先ほどの医者の例で言うと、大学があって大学病院があってその他各々の病院があって、学生たちはこの間を行ったり来たりしながら少しずつ一人前になっていく。ある特定の病院の中で勤務医として仕事だけをしていくのではなく、勤務はしているけれども大学にも通っている。その中で専門的な高度医療を身に付けていきます。そのような形がLSでもできるとすれば、ある程度はやれるのかなと思うんです。でもそうなるためにはもう少し時間がかかる気がします。

———それでは具体的に、今後の日本のLSをどのように変革していけば、当初の理念にかなうLSになるとお考えでしょうか。

西山教授：私が考えた手段は二つあります。ひとつは大学が付属病院のようなものを作る。我々は今九州大学法科大学院附属リーガル・クリニック・センターを持っていますが、そこで、インキュベーションと申しますか、孵卵器のような役割が果たせるのかと申しますと、ベテランの先生方を少なくとも5、6人雇って、毎年10から20名の単位で弁護士資格を取得した者を再教育することができるならば一人前になれるでしょう。ただし今の国の財政事情からすると相当難しいと思います。

だとすると、残された手段がもう一つあります。それが法テラスなんです。法テラスとLSの連携によって弁護士を育てる、いわば連携病院の役割を法テラスが担うんです。

吉野所長：法テラス法律事務所を拡大するということですか。

西山教授：はい。法テラスの一事務所に5人ずつでも勉強できればいいのです。ただそのときに経済問題が生じるので、その点は従来の物の考え方を変えなきゃいけないと思います。なぜかという点で、例えばアメリカでは5万人が司法試験に通るんですが、5千人しか弁護士の仕事がありません。そのうちの1割位の弁護士はものすごく高い給料ももらっていますが、それ以外の弁護士は年俸300万円というのが現実です。

様々な方策は考えられますが、現実論として、一番しっかりと弁護士を育てていく場所として適切な組織として、法テラスに着目しています。今お金の話をしたのは、法テラスには弁護士の給与基準があると思いますが、若い弁護士を育てるといふことになると、そこには差をつけてもらっていいと思うんです。たとえば研修生という形で若い弁護士を多く雇っていただく。研修だから一人前の報酬ではなくてもいいのではないかと思います。報酬の問題ではなく、弁護士を育てるといふことから言えば、法テラスで受け入れて研修するビジネスモデルを作ってほしいのです。

物事は極端に異なるものもあるが、似ているものもあると思うんです。例えば国立大学も私立大学も赤字なんです。大学というのは基本的には大学の仕事だけで稼ぐお金で成り立つ組織体ではないんです。

そういう面では私立大学といえども補助金が必要なんです。その代わりに、大学なんだからあまり馬鹿なことはするなという枠はかかります。基本的にそういう物の考え方ができるのであれば、「民間の法テラス」という言葉遣いが適切かはわかりませんが、法テラスを卒業した弁護士の方たちが何人か集まって、自分たちがお世話になった法テラスと同じような理念や考え方をもった新しい組織体を作ってもらいたいのです。ただし法テラスとは異なって法律によって支えられている部分がないのでそれなりの弁護士業務はしなければなりません。

ただ、ものの考え方としてそうした中間的な存在が必要ではないかと思えます。普通の法律事務所のように依頼人を確保して依頼人のためにしっかり弁護士業務をやるというような法律事務所ではなく、あまり利益を追求しない法律事務所があってもよいのではないのでしょうか。

(勿論個人の弁護士の方には利益を追求しない方もおられますが、大体グループではなくお一人でそのような思想を持っていらっしゃいます。) むろん仕事として成り立つためには、そこに組織といえますか、5人10人という若者たちが集まって、「法テラスほどのことはできないけれども、それに準ずるくらいことは自分たちでやろうぜ」っていう若者による法律事務所があつていいと思うんです。



吉野所長：プロボノといえますか、パブリックなことをやる志を持った事務所ということでしょうか。なかなか理想的なお話ですね。

西山教授：だから一人ではできないんだと思います。そういうものを支える、例えばLSがあつて、法テラスがあつてこそ第三の種類法律事務所なのです。しかも、それらが連携する必要があります。何かわからないことがあつたらその都度助け合うような仕組みがないと、何から何まで自分たちでやれといわれたら生活できないことになるでしょう。

吉野所長：今の先生のお話は第三のパブリック事務所みたいなことですね。日弁連も法テラスもパブリック事務所を設けていますから。私は、今年の今頃オーストラリアに調査に行きましたが、法テラスと同じようなリーガルエイドのコーポレーションがあつて、弁護士会があつて、弁護士会もソリスタ・バリスタ二つの団体を作つて、それ以外にもNPOのようなものを作つてそこでも弁護士が働いていました。

西山教授：要は基本的なあり方の枠組みについて皆でコンセンサスを得られるかということだと思います。8年かけて弁護士を育てるといったときに、これは教育のための期間なんだというコンセンサスができるかどうかだと思います。中には司法修習も終わったんだから、誰にも拘束されないで弁護士の仕事をやりたいという方が出てくるのは仕方ありません。医師国家試験は医学部の学生が受験して卒業する時には免許を持っています。ところが、前期の二年間の研修を受けないと、保険の取扱ができません。ですから、医師免許を持っていますが、保険医の指定が受けられず、実際どこでも働くことはできないんです。だから最低二年間は研修を受けなさいという仕組みになっているんです。勿論研修期間は実際に働いているわけですから、その病院から給料が出るし、不足分は厚労省からも出ます。同じことだけをやるのではなく数ヶ月ごとに病院の中のいろいろな診療科を回る、または一年ごとに違う病院を回る等、プログラムを組み立ててあるんです。そのようなプログラムが重要だと思います。

——旧司法試験受験型とLSとの間で顕著に異なる点はあるのでしょうか。

西山教授：LS出身の弁護士と旧司を通った弁護士を比べると、一番異なるのは、行政法が必須科目となった点です。行政に関する弁護士の関わりは今まで弱かったのではないかという気がします。LSでは、市や町役場にもエクスターンシップで学生を行かせます。学生の報告書を見ると、条例を3本作ってきたと平気で言うんです。総務部で研修していると、「ちょっと条例書いてみる？」と言われて、学校で教わっていることをやったら、「あなたこんなことできるの？」と言われてたそうです。旧司の方は行政法は選択科目ですね。司法修習は確かに二年間あつたんだけど、果たして実務教育がそれで十分だったのか。旧司の方は弁護士になってから相当努力されて今に至っていると思うんです。最初の頃は皆さん大変だったんだろうなと本当に思います。今LSでは意外に行政法の講義がスムーズに進んでおり、たいしたことはできないかもしれないけれども、イロハのイのところはわかっているかわかっていないかというのはやはり違うと思うんです。

吉野所長：私は福岡市情報公開審査会に10年程携わってきました。旧司を受験する当時は行政法も選択肢にありましたが、選択しない人は憲法しか知りません。観念的な勉強しかしてこなかったのが、実際に条例に当たるとこれが非常に面白いんです。これから弁護士が行政の法務部や総務部、法制部の中に入って、条例や要綱を作ったりするととても面白いと思います。行政の面白さや誇りというものを感じ、我々法律家もそういう分野に入っていくべきだとつくづく思いましたね。



西山教授：アメリカにしるイギリスにしる役所の中に弁護士がたくさんいるんです。日本の場合は法学部を卒業した人たちが役所に入っていますが、基本的にはその職場で教えられたことをやるだけです。もっと行政の中に弁護士が入っていき、いざとなれば裁判にも対応できます、という人がいるかいけないかというのは大きく異なると思います。



吉野所長：法律家のリーガルマインドを相当持った人が入るということは行政の適正化、民主化にもものすごく役に立つと思います。我々弁護士が普段「行政事件」といえば取り消し訴訟の発想しかなく、ものすごく狭い分野なんですよ。

西山教授：今すぐかどうかはわかりませんが、今後就職が難しくなってきたときに、県庁や市役所の採用試験に「弁護士」という枠があってもいいのではないかと思います。

吉野所長：私も賛成です。中央省庁にも短期公務員等の制度を作り始めていますよね。地方自治体も是非やるべきだと思っています。それに臨時裁判官の制度もあるわけですから、パートタイム方式で週に何回か役所に行くという方法もあり得ますね。

いずれにしても、私の経験からすると、昔は十分な研修制度もなく、先輩弁護士の教えのみでやってきました。そのような徒弟時代はもう終わったと思うんです。組織的、システムティックな教育体制、研修体制を構築することには同感です。そしてそこに法テラスもできるだけ関与したいと考えています。

西山教授：医学部は我々の目から見たら専門教育という意味では非常にシステムティックにできているので、大変参考になるんです。ですから、そういう面でLSの現状が変わりつつあることは非常に残念なんです。一番肝心なことは、医学部の場合は一年生のときから患者を見せているんです。そういうことって本当に大事だと思うんです。勿論、医師国家試験は90%くらい通るからあまり心配なくていいということが前提にあるのかもしれないけれども、やはり教育っていうのは一人ひとりじゃなくて学生全体として「君たちはこういう考え方をしなきゃいけないんだ、こういう生き方をしなきゃいけないんだ」ということをきちんと教えていかなければならないと思うんです。せっかくLSができたのに、LS学生に、正義感を持つとか、倫理観を持つとか、人権意識を持つとか、男女差別をなくそうとか、誰が考えても当然という基本的な部分でさえなかなか身につけられていないのが現状です。試験のことしか考えていないので、残念な話なんだけれども、自己中心的になりがちです。人を手助けすることもない。だんだんグループ学習も減ってまいりまして、個別学習なんです。予備校と変わらないんです。LSは学校なので、学修が遅れている同級生がいればみんなで支えあって先に進んでいこうという気持ちが大事だと思うんです。あるいは誰かが悪いことをしようとしたら「そんなことをしたらだめだ。我々は法曹になるんだから正義感を持とう。倫理観は大事だ。」という仲間が出てくる面がないと、弁護士を育てるための学校ではなくなると思うんです。僕が目から見たら、法曹をどんどんLSの教授にしていき、現実にもその世界に生きている人を見せていくといいますか、こうならないとだめなんだ、という姿を見せていかないといけないと思います。そうすると私なんかは早く辞めて、弁護士の先生が教鞭を取るように早くなってもらいたいと思っています。残念ながらLSを卒業してまた授業料を払って博士課程に行こうとする人はいないんです。本当に、あと10年たったらLSの先生がいなくなってしまうのではないのでしょうか。育てていないんですから。

——福岡も含めて、全国の法テラスのスタッフ弁護士の中には、地域の高齢者・障がい者、生活困窮者など、様々な問題を抱えている方々に対して、行政等の関係機関とも連携を図りながら役割分担をしつつ、法律サービスも含めた包括的支援サービスを提供するという、「コーディネーター」としての活動を行っているスタッフ弁護士もいます。従来の弁護士業務とはまた異なるこれらの活動について、どのように思われますか。また、西山教授がお考えになる今後の弁護士像についてお聞かせください。

西山教授：日本の場合は弁護士がいて、司法書士がいて、税理士がいて、といういわば孤立した関係があって、一方で役所には役所独自の世界があります。そうすると弁護士というのは今まであまりにも狭い自分たちの世界といえますか、しかもその世界にいる限りは生活ができる、という側面が強かったと思うんです。弁護士が自分から積極的に外に向かって、自分たちの仕事の領域を広げて行ったということが実はあまりないんじゃないかと思っています。そういう意味では、LSができて、毎年2000人の合格者が出て、今後弁護士数が増えていくことになると思いますが、担い手という意味では人数が増えてくるので、今までできなかったことができるようになるんじゃないかと思っています。ただし、絵に描いた餅のような仕事はありえないので、そのような仕事をする人の生活の支えになる仕組みが必要になると思います。そういう面で、社会の中で様々な仕事が認知される必要があると思うんです。

先ほども申し上げましたが、国立大学も私立大学も、基本的には赤字なんです。黒字の学校なんてないんです。それは、教育というものの自体がとても授業料収入のみでやっていけるものではないということなんです。だけれども、きちんとした枠組みがあるので、国立大学があって私立大学があって、日本には約800の四年制の大学があります。多すぎるという説もあるけれども、





それなりに高い教育を受けているということが、日本という国が人材国家としての存立を保っているという意味では極めて大きな国策だと思うんです。弁護士の仕事においてこれまで予定されていなかったような事柄の中には、弁護士の知識があればもっとよくなるものが沢山あると思うんです。そういう仕事についても仕事への対価が保障できるような枠組みが必要だと思います。法テラスという組織があって、法テラスの中に様々な仕事があって、そこで仕事をする事で自分の生活が安定している。その上で、じゃあ仕事を分担しながらもっと仕事の領域を広めていきたいと思います、と。今までだったら、この仕事だけやろうとして

も、それはお金にならないので生活できなかった。けど、こちらの仕事もやるし、そちらの仕事もやるという組み合わせによって生活が成り立つ部分は沢山あると思うんです。そういうものを広げていくことで、弁護士とは何なのか、弁護士は世の中でどんな仕事ができるのかということ、社会の中の人たちが認識していく必要があると思うんです。そのためには、「示していく」「見せていく」ということがとても大事になります。世間の人の目から見れば、弁護士っていうのは、自分の家族が警察に捕まって初めて弁護士を見た、自分がトラブルを抱えて法律相談に行つて初めて弁護士を見た、というように、弁護士を見る場面が非常に限定されていたと思います。ところが、あることであるところに出かけていったら弁護士がいた。それは弁護士でなくてもよかったかもしれないけれども、弁護士のアドバイスのとおりにしたらそれがとても自分のためになった。あるいは弁護士の活動によって自分たちが何かをできるような仕組みができた。そのようなときに「ああ、あれは弁護士がコーディネートしてたんだ、支えてくれていたんだ」と弁護士の存在を認識することがあってもいいと思います。そうでないと、例えば選挙のときに弁護士が立候補している、弁護士はこういう仕事もやるんだ、というニュアンスでしか見られない。もっと市民の目に見えるところに積極的に弁護士が登場する必要があるんだろうと思います。そうしないと、弁護士数を増やしていく意味がない。新しい領域を広げる面で人数を増やす意味があるんだと思います。そしてその人たちが、昔からの伝統的な仕事もするし、時間的な余裕が少しあるからこちらの仕事もやります、ということになって初めて仕事広がるんだろうと思います。そういう意味では、弁護士が自分たちの世界だけに閉じこもるのはとても危険だと思います。

——法テラスとしてこれから弁護士を目指す皆さんへ期待すること、また、今後の法テラスのあるべき姿について、吉野所長はどのように思われますか。

吉野所長：まずね、西山先生が言われた弁護士のあり方は基本中の基本で、旧来型の事務所中心、机中心、裁判所中心というあり方ではなくて、様々なところに出かけて行って様々な分野を開拓して、先ほど言われたように行政、企業、福祉の現場、過疎地域に行くとか、行動の範囲、思考の範囲を大きく広げていくことが大事だと思っています。

私が好きな宮沢賢治の「雨ニモマケズ」に「訴訟はつまらないからやめろ」と書いてあるんですが（笑）、それを除いては東西南北・春夏秋冬あらゆるところに行って話を聞いて慰めたり解決したい、そういう人には私はなりたいたいと言っているんです。理想主義的ではありますが、それを批判するのではなくて、やはりこれから弁護士数が増えてきて多様な事業を進めていくためには、そのような精神や心がけは参考になると思うし、やっていいんだと思います。

法テラスの役割も、東西南北・春夏秋冬あらゆるところに出かけて行って弁護士・司法書士による相談や救済や援助という活動の幅を広げていく、ひとつのセンターとしての役割は大きいし、その意義も大きいと思っています。

西山教授：学校に行けば弁護士がいる、病院に行けば弁護士がいる、今までの発想だと、それは学校側・病院側の弁護士だったと思うんです。ところが、それが学生のための弁護士、患者のための弁護士であったりすることは学校にとっても病院にとっても大事なことだと思うんです。患者さん自身が悩みがあったり言いたいことがあっても医師にはなかなか言えない、それを弁護士を通じて言ってもら。あるいは学生の権利を主張してもら。図書館でも学校でも病院でもどこにでも弁護士がいるんだと、そういうものがあって初めて法の支配が行渡るといいますか、それも紛争解決に限るのではなく予防司法が大切だと思うんです。

法テラスはまだ紛争面で解決されていないものが沢山あるので、きちんとケアしていただく仕組みをますます広げていただきたいということと、弁護士を育てるインキュベーターとしての役割をぜひ法テラスに持ってほしいと思います。

誰かがやらなければ人は育たないので、しっかりと議論をしてシステムを整えることで、「法テラス出身の弁護士が法テラスで身に付けた精神を持って仕事をやっているんだ」「それこそがいわば街の弁護士の本来の姿なんだ」というものを、法テラスで学ぶことができるようになってほしいと思います。

以上

平成22年度 法テラス福岡地方協議会を開催いたしました



法テラス福岡では、毎年1回福岡県内の関係機関・団体等の皆様との協議会を行っております。（北九州地区は別途開催）。今年度は昨年11月8日（月）にアクロス福岡にて開催し、国の機関をはじめ地方公共団体、社会福祉協議会、士業団体、経済団体、女性・子ども犯罪被害者支援団体等79機関・団体101名の方に御出席いただきました。

第1部では、法テラス福岡の各種業務実績報告を行いました。情報提供業務の問い合わせ内容については、多重債務および離婚に関する相談が総件数のおよそ40%を占める状態が継続しており、特に離婚に関する件数が増加傾向にあること、民事法律扶助制度の利用件数が、昨年度同時期を上回っていること等についてご報告いたしました。

第2部では、法テラスの寺井一弘理事長より、法テラス開設5年目を迎えての抱負として「法テラスの飛躍的發展をめざして」というテーマに基づいて講演を行いました。今こそ国民市民に寄り添って、その目線から物事を考える組織・団体のネットワークが必要であり、この地方協議会における実効的な関係機関のネットワーク作りの重要性などを訴えさせていただきました。

ご参加いただいた関係機関の皆様、ご多忙の中本当にありがとうございました。



寺井一弘 理事長

「法テラスの日」記念 春の無料法律相談・イベント

4月10日は「法テラスの日」

法テラスは本年4月10日をもって法人設立5周年を迎えることとなりました。

「法テラスの日」を記念して無料法律相談および街頭啓発活動を行います。

「法テラスの日」特別法律相談

- 予約受付開始日) 4月1日（金）
※ 事前予約制（先着順）
※ 法務局は各支局により異なります。
※ 資力等の要件はありません。どなたでもお申し込みいただけますが、申込多数の場合は先着順により予約受付終了となることがあります。
- 相談内容) どのような相談でも可、法的トラブルかどうか分からないものも可
※ 離婚、相続、損害賠償、金銭トラブル、不動産などの民事全般（刑事含む）
※ 司法書士会相談センターは民事のみ
- 相談料) 無料
相談時間) お一人様 30分
相談場所) 別紙をご参考下さい
後援) 福岡県弁護士会、福岡県司法書士会、福岡法務局
予約受付電話番号) 法テラス福岡 民事法律扶助係 0503383-5502
法テラス北九州 民事法律扶助係 0503383-5506
【業務時間：9時～17時（土日祝日を除く）】

地区により実施日が異なります。詳細は上記連絡先までお問い合わせいただくか、法テラス福岡のホームページ（4月1日より掲載）でご確認下さい。

街頭啓発活動

- 実施日時) ①福岡：4月1日（金）
12時～13時
※雨天中止
②北九州：4月11日（月）
12時半～13時半
- 実施場所) ①福岡：西鉄福岡中央改札口
②北九州：JR小倉駅前南側2階
デッキ広場
- 配布物) 法テラス広報グッズ

今回の「法テラスの日」相談はご利用者の資力を問いません。法的トラブルでお困りの方がいらっしゃいましたら是非この無料法律相談をご案内下さい。



法テラス福岡 / 日本司法支援センター 福岡地方事務所

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F

TEL : 050-3383-5504 (総務課・情報提供課)

FAX : 092-722-3501

法テラス北九州 / 日本司法支援センター 北九州支部

〒802-0006 北九州市小倉北区魚町1-4-21 魚町センタービル5F

TEL : 050-3383-5506 (代表)

FAX : 093-511-1571

050

法テラスでは、IP電話を使用しています。
おかけ間違いのないよう必ず「050」からダイヤルしてください。

詳しくは
ホームページでも

法テラス福岡

検索